

浦安市防犯カメラ整備方針

浦安市

令和8年3月

目次

1 . 基本的事項	1
1 - 1 策定の背景	1
1 - 2 策定の目的	1
2 . 防犯カメラ整備方針	2
2 - 1 現状と課題	2
2 - 2 防犯カメラの役割	2
2 - 3 防犯カメラの種類	3
2 - 4 防犯カメラの整備の考え方	4
2 - 5 防犯カメラの設置場所の検討	4
2 - 6 防犯カメラの整備計画	8
2 - 7 防犯カメラの更新	10
3 . その他の取り組み	10
3 - 1 公共施設防犯カメラの充実	10
3 - 2 事業者等が設置する防犯カメラの協力促進	10
3 - 3 公用車へのドライブレコーダーの設置	11
3 - 4 地域防犯活動団体への支援について	11
4 . 終わりに	11

1 . 基本的事項

1 - 1 策定の背景

市内における犯罪の多くは、市民生活に身近なところで発生する犯罪である。それらの犯罪を抑止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、防犯カメラの効果的な整備が必要であると考え、令和2年度に「浦安市防犯カメラ整備の考え方」を策定し、効果的な防犯カメラの整備を行ってきたところである。

この「浦安市防犯カメラ整備の考え方」において、公道防犯カメラにあっては、一定の範囲内に存在しない空白地域をなくし、市全体を網羅できるよう、概ね半径250メートル以内に1台ずつ防犯カメラの整備を行い、また、公園防犯カメラにあっては、利用者の多い1,000㎡以上の公園及びトイレを有した公園に防犯カメラの整備を行った。

しかしながら、近年、匿名・流動型犯罪グループによる強盗や詐欺のほか、通り魔事件といった凶悪な犯罪が発生しており、こうした状況から、犯罪抑止力の強化とともに、犯罪者を追跡し検挙につなげるために、また、市民の安心感を高めるために、防犯カメラの増設が必要であると考えている。

今後の防犯カメラの増設に当たっては、現在の防犯カメラの設置状況を踏まえ、その効果を検証し、今後増設する防犯カメラの種別、設置位置、台数等を確定し、効果的かつ効率的な設置を進めていく必要がある。

そこで、警察庁の定める「安全・安心まちづくり推進要綱」において、防犯カメラなどの「資機材の整備に当たっては、地域の犯罪情勢の分析、防犯設備の専門家による防犯診断等を行うなど、その効果が最大限高められるよう努めること」と明記されていることから、防犯設備の専門機関からの意見等を踏まえ、新たな防犯カメラの整備方針を策定するものである。

1 - 2 策定の目的

この「浦安市防犯カメラ整備方針」（以下「整備方針」という。）は、市内の犯罪発生状況や地域特性を踏まえて、現状の防犯カメラの配置を検証するとともに、今後の防犯カメラを効果的に設置していくため、捜査機関からの画像抽出依頼の増加に対し効率的に維持管理していくため、また、耐用年数の過ぎた防犯カメラを計画的に更新していくため、策定するものである。

2 . 防犯カメラ整備方針

2 - 1 現状と課題

令和 8 年 3 月末時点における本市の防犯カメラ整備状況については、公道防犯カメラ91台、公園防犯カメラ53台の、合計144台の防犯カメラが整備されている。そのうち、24台についてはネットワーク型防犯カメラとなっており、残り120台についてはスタンドアロン型防犯カメラとなっている。

ネットワーク型防犯カメラについては、平成19年から21年にかけて整備されたものであり、画質の低さと通信費用が高額となることが課題となっている。

スタンドアロン型防犯カメラについては、初期に設置したものについては画質が低いこと、また、ランニングコストは低いものの画像抽出時には職員が現地で画像抽出作業を行うため時間がかかることから、緊急を要する事件の捜査・解決の支障となっている。

2 - 2 防犯カメラの役割

(1) 防犯カメラの目的と効果

防犯カメラの主な役割は文字どおり防犯であり、犯罪の抑止が目的である。

一般的には、犯罪企図者は人目を嫌うことから、防犯カメラが設置してある場所では、犯行を思いとどまらせる効果がある。

また、警察の犯罪捜査の現場では、目撃者探しに時間を要したり、目撃証言が得られにくいと言われており、防犯カメラの録画画像や時刻情報は、人の記憶ではなく映像という客観性からもその重要性が増している。

特に、初動捜査対応が遅れるほど事件解決までに時間を要すると言われており、防犯カメラの録画データの提供が早急に行われることが重要であり、その後、警察が迅速で適切な録画映像の利用を行うことで、短時間での犯人検挙ができれば、さらに高い犯罪抑止効果が期待できる。

以上のように、防犯カメラを設置すること自体による犯罪の抑止効果と、その録画画像を捜査に活用し、犯人検挙につながることで周知されることで、より高い犯罪抑止の効果が期待できる。

(2) 防犯カメラと監視カメラの違い

防犯カメラは、事件又は事故後に録画データを確認するというのが主な用途・役割となる。一方、監視カメラは、カメラ画像をモニターに常時表示させ、いつでも画像が確認できる状態にあるもので、高速道路、空港など重要設備を、リアルタイムに監視することを目的としたカメラシステムになる。

この整備方針により整備するのは、監視カメラではなく、防犯カメラとなる。

なお、整備した防犯カメラの管理及び運用については、浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則（令和2年規則第30号）に規定している。ここでは、防犯カメラの管理責任者や取扱担当者を指定するとともに、防犯カメラにより収集した画像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、その管理及び運用のルールを定めている。

2 - 3 防犯カメラの種類

防犯カメラの種類は、大きく3つに分類できる。

(1) スタンドアロン型防犯カメラ

スタンドアロン型防犯カメラは、本体の録画媒体に映像を記録するものである。

高画素・高画質で録画が可能であり、ランニングコストは消耗品を除けば電気代だけと、比較的安価に導入できるメリットがある。

一方で、画像抽出のためには現地に行く必要があり、導入台数の増加に比例して、画像提供の件数も増加するため、維持及び管理する側の負担が大きくなっていくデメリットがある。

(2) ネットワーク型防犯カメラ

ネットワーク型防犯カメラは、カメラ画像をインターネットなどの回線を介して、クラウドサーバー等に録画するものである。

録画データは、クラウドサーバー等からのダウンロードになるため、スタンドアロン型防犯カメラのように画像抽出のために現地に行く必要がなく、導入台数が多くても庁舎内からすべて行えるメリットがある。

一方で、常時接続の回線が必要になるため、通信コスト、クラウドサーバー使用料等の維持管理コストが高額になるといったデメリットがある。

(3) ハイブリッド型防犯カメラ

ハイブリッド型防犯カメラは、スタンドアロン型防犯カメラの現地での高画素・高画質での録画のメリットと、ネットワーク型防犯カメラの遠隔からのカメラ状態の確認とダウンロードが可能という、それぞれのメリットを併せ持ったものである。

通信費はダウンロードするデータ容量だけでよく、クラウドサーバー等使用料も発生しないため、常時通信が発生するネットワーク型防犯カメラに比べて大幅に費用を抑えることができる。

ただし、消耗品である録画媒体がカメラ内部にあるため、スタンドアロン型防犯カメラと同様に定期的な媒体の交換が必要である。

2 - 4 防犯カメラの整備の考え方

防犯カメラの整備に当たっては、警察庁の定める「安全・安心まちづくり推進要綱」を参考に、警察や防犯設備の専門機関の意見等を踏まえ、以下のような考え方のもとに必要な場所に行っていくものとする。

既設の防犯カメラの設置状況を確認し、防犯カメラが設置されていない又は設置が少ない場所に整備を行う。

過去の犯罪履歴を参考に、犯罪の起きやすい場所や起こりそうな場所に整備を行う。

犯罪が発生している場所に至る経路や主要な出入口に整備を行う。

人流が集中し犯罪やその準備行為が発生し易いと考えられる場所に整備を行う。

地域住民からの要望を踏まえ、不安や危険が指摘される場所に整備を行う。

道路、河川等により地理的・物理的に地域が分断され、それぞれの地域間を移動する際に必ず通行する場所に整備を行う。

2 - 5 防犯カメラの設置場所の検討

(1) 現状の防犯カメラの配置検証

令和6年度までに設置した公道防犯カメラ79台の配置について、令和7年度に防犯設備の専門機関に依頼し、検証を行った。検証結果は以下のとおり。

ア 「図1(6ページ)」にあるとおり、防犯カメラが駅周辺など移動の起点となる場所に配置されていること、犯罪が起きているエリアに配置されていることで、犯罪発生場所から主要逃走経路までを効果的にカバーしており、防犯上の観点から、現行の配置は妥当である。

イ 平成19年から21年にかけて整備したネットワーク型防犯カメラ24台{「図1(6ページ)」の青丸印}については、全てにおいて機器の劣化による画質低下が確認できることから、防犯体制維持のため、現状配置のまま早急な機器更新を行う必要がある。

ウ 現状配置されている機器の多くはスタンドアロン型防犯カメラであるため、特に犯罪発生場所や主要な逃走経路となりそうな場所については、短時間で犯人検挙につなげ犯罪抑止効果を高めるためにも、今後ハイブリッド型防犯カメラへの切り替えが望ましい。

(2) 新規設置場所の検討

新規設置場所については、侵入盗等の犯罪があるが、街頭防犯カメラが無い、又は少ない場所について、優先的に設置を考えるものとする。

ここで、「図2(7ページ)」のとおり、市域を「住宅密集エリア」「新興戸建住宅エリア」「大規模集合住宅エリア」「沿岸部エリア」「工場倉庫エリア」の5つに分けて検討する。

ア 「住宅密集エリア」

「富士見」「今川」付近は犯罪の発生があるが、カメラ台数が少ないため優先的に

設置が必要である。

イ 「新興戸建住宅エリア」

外壁や植栽が高く、かつ、道路も直線的でないため、視認性が悪く犯罪が起きやすいエリアと言える。

ウ 「大規模集合住宅エリア」

大型のマンションなど、植栽が高く外部からの視認性が悪いため、犯罪が起きやすいエリアと言えるが、周辺道路に街頭防犯カメラを設置するよりも、集合住宅側の自主防犯を促すこと（敷地内への防犯カメラの設置、防犯対策など）が有効と考える。

エ 「沿岸部エリア」

公園やホテルからなるエリアであり、公園内やホテルに防犯カメラが設置されているため、犯罪も少なく、今後の周辺状況によって設置を検討する。

オ 「工場倉庫エリア」

街路灯も多数設置されており、夜間照度が確保されていること、また、ほとんど侵入盗などの犯罪が起きていないため、現段階での新規整備の必要性は低く、今後の周辺状況によって設置を検討する。

カ その他

時間貸し駐車場は不特定多数の人が利用し、地域住民が注意を払わない場所であり、犯罪企図者が下見に利用することがあるため、設置の必要性は高くなる。

また、自転車駐車場は、自転車の窃盗が多いため、自転車駐車場周辺への設置も必要性が高くなる。

図 1



図2



2 - 6 防犯カメラの整備計画

前記の防犯カメラの整備の考え方のもと、防犯カメラの現状の検証及び新規設置場所の検討の結果を踏まえ、令和8年度から令和9年度までの2か年の防犯カメラの整備計画について以下のとおり定める。

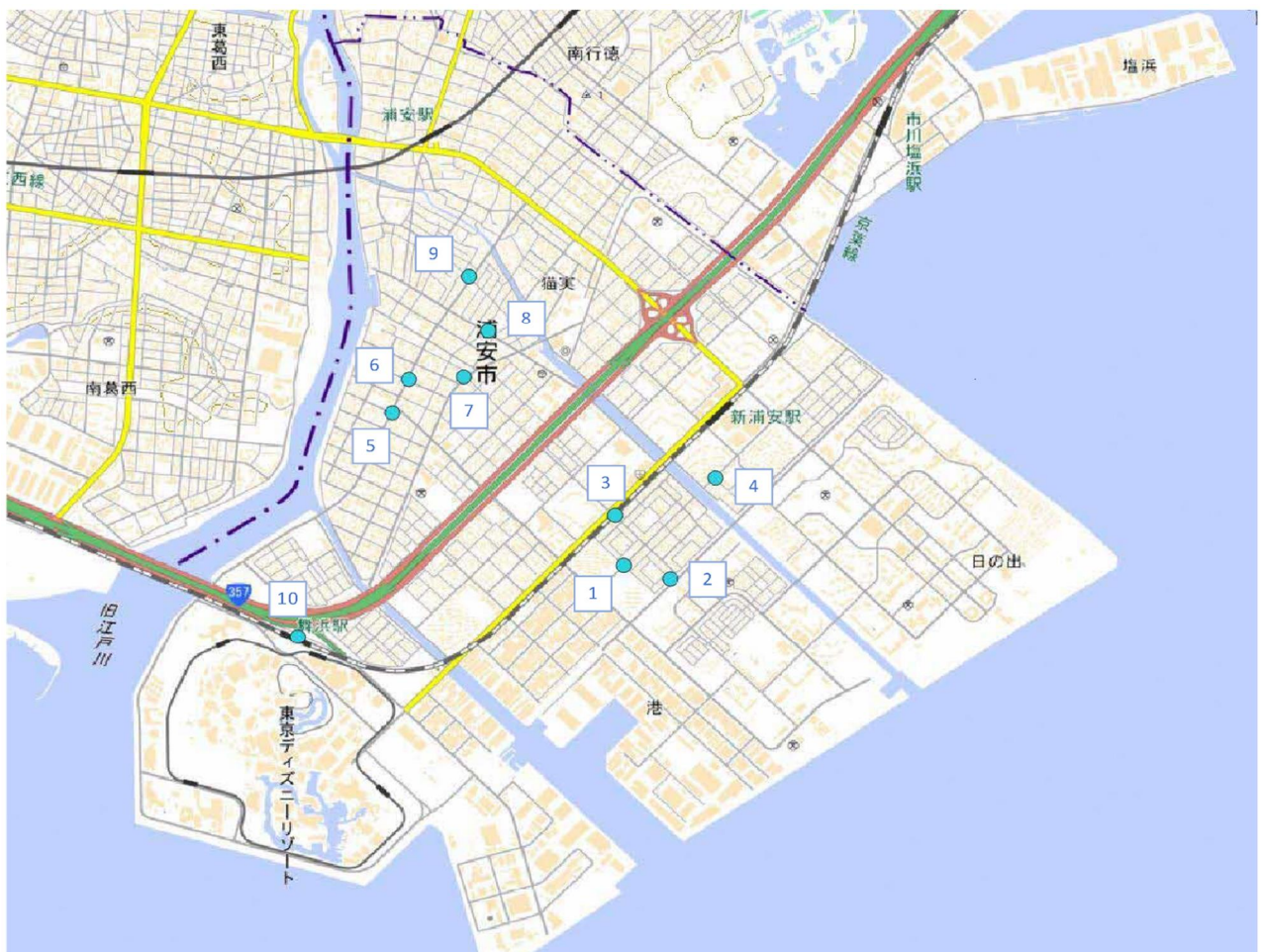
なお、その後について犯罪情勢等の変化に対応するため、適宜見直しを行うものとする。

(1) 令和8年度の整備計画

令和8年度については、初期導入のネットワーク型防犯カメラについては、経年劣化による画質低下が著しく、故障時の修繕も不能なため、24台全てをスタンドアロン型防犯カメラへ切替えを行う。

また、「富士見」「今川」地区周辺については、犯罪が発生しているが防犯カメラの設置が少ないことから、住宅地への侵入を防止するため、新たに9台を新規設置する。

舞浜駅北口は、駅前でたむろする観光客や若者がいるとの情報が寄せられており、駅を利用する住民から防犯カメラの増設要望が届いている。周辺の防犯カメラも少ないことから、新たに1台を新規設置する。



○設置場所詳細

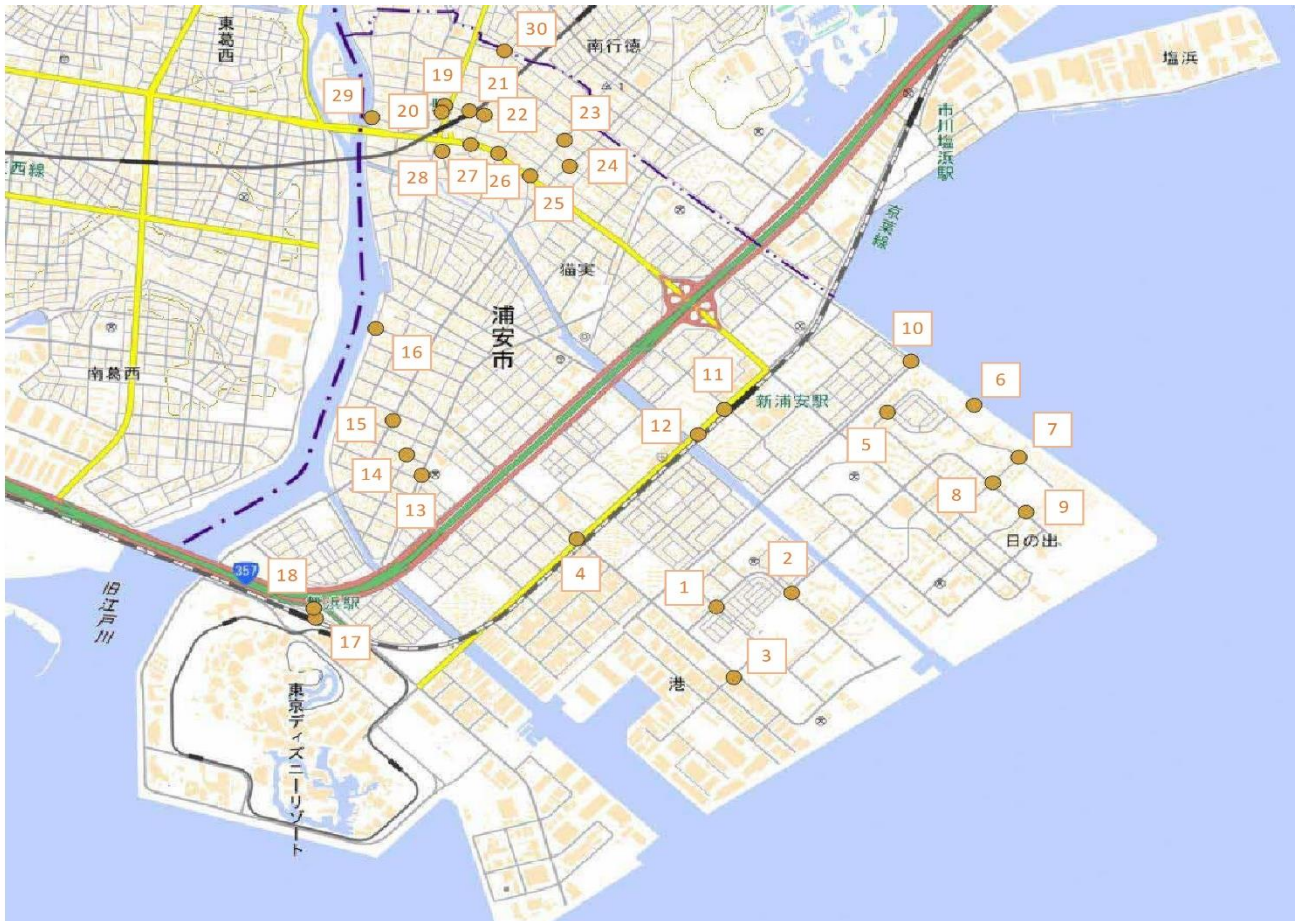
- 1・2・3・4 今川地区への侵入や逃走路への設置
- 5・6・9 大三角線から堀江・富士見地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 7 市役所通りから住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 8 しおかぜ緑道から堀江・富士見地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 10 滞留者の多い舞浜駅北口への設置

(2) 令和9年度の整備計画

令和9年度については、令和8年度に引き続き、富士見地区と舞浜駅北口に設置を行うほか、各地区の主要道路から住宅地への侵入や逃走経路に設置を行う。

また、市川市方面からの侵入や逃走経路にも設置を行う。

その他に、本市では自転車盗が多いという特徴を踏まえ、市営自転車駐車場付近への設置を行う。



○設置場所詳細

- 1・2 主要道路から高洲地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 3・4 主要道路から今川、高洲地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 5・7・8・9 主要道路から日の出地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 6・10 海岸部から入船・日の出地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 11・12・19・20・21 市営自転車駐車場付近への設置

- 13・14・16 主要道路から富士見・東野地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 15・24 大三角線から住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 17・18 滞留者の多い舞浜駅北口への設置
- 22 浦安駅周辺商業地域への侵入や逃走経路への設置
- 23・25・26 主要道路から北栄地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 27・28 主要道路から猫実地域住宅地への侵入や逃走経路への設置
- 29・30 市川市方面からの侵入や逃走経路への設置

2 - 7 防犯カメラの更新

防犯カメラの耐用年数については、多くのメーカーが法定耐用年数を参考に設置後7年での交換を推奨しており、計画的な防犯カメラの更新が必要となる。

本市では、スタンドアロン型防犯カメラを平成29年より順次整備しており、今後、数年以内に更新が必要となるため、令和8年度及び9年度の新規整備が終了後の令和10年度以降、機器の劣化状態を踏まえて順次更新を行う。

また、防犯カメラの台数の増加に伴い、警察等の捜査機関から画像抽出依頼の増加が見込まれる。そこで、迅速な犯人検挙や早期の事件解決につなげるため、特に犯罪の発生が多い場所や主要な逃走経路となりそうな場所に設置しているスタンドアロン型防犯カメラを、ハイブリッド型防犯カメラへ随時切り替えていくものとする。

3 . その他の取り組み

3 - 1 公共施設防犯カメラの充実

公共施設等に設置する「監視カメラ」については、施設内の適切な管理を目的として設置しており、これまで、公道等の公共空間を撮影することに主眼を置いて設置してきていない状況である。

しかしながら、これら「監視カメラ」のうち、撮影された画像から付近を通行する歩行者や車両等が認識でき、公道等の公共空間に設置する「防犯カメラ」と同様の効果が期待できるカメラについては、令和2年度策定の「浦安市防犯カメラ整備の考え方」において「公共施設防犯カメラ」として位置付けており設置を推進している。

公共施設への監視カメラの設置・更新にあたっては、公共施設防犯カメラとして機能するよう引き続き設置を推進する。

3 - 2 事業者等が設置する防犯カメラの協力促進

令和2年度策定の「浦安市防犯カメラ整備の考え方」において、コンビニエンスストアなどの店舗等、また、団地や大型集合住宅においては、その入口付近に防犯カメラが設置されていることが一般的となっているため、これら防犯カメラを、市が設置する防犯カメ

ラを補完する、「事業者等協力防犯カメラ」として位置づけ、その促進を図るものとしている。

また、「浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則」を改正し、「開発事業者が防犯カメラを設置する際は、建築物の出入口及びエレベーター内並びに駐車場に防犯カメラを設置するよう努めるものとする」ことを規定する（令和8年4月1日施行）。集合住宅や店舗等の宅地開発事業を行う際には、犯罪の機会を減少させるために、適切な場所への防犯カメラの設置を推進していくものである。

3 - 3 公用車へのドライブレコーダーの設置

市では、平成30年度より公用車にドライブレコーダーの設置を進め、令和元年度に全ての公用車（消防用自動車を除く）に設置が完了している。

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上や交通事故発生時における事故責任の明確化を図るほか、市内をくまなく走行している公用車にドライブレコーダーを設置することで、「動く防犯カメラ」としての効果が期待できることから、引き続き、適正な運用を図るものとする。

なお、ドライブレコーダーで撮影した画像については、犯罪捜査に協力するため、平成30年12月に浦安警察署と画像提供に関する協定を締結している。

公用車へのドライブレコーダー設置台数 125台（令和7年度末時点）

3 - 4 地域防犯活動団体への支援について

犯罪発生を抑止効果、また、被疑者検挙につながる情報・証拠としての効果が期待できることから、安全で安心なまちづくりの推進を目的として、令和4年度より、自治会が防犯カメラを設置した場合に、「浦安市防犯カメラ設置費補助金」を交付している。

各自治会で自主的な設置が進むことにより、市設置の防犯カメラを補完し、より地域の防犯力向上が見込まれることから、当補助金の周知啓発を引き続き行い、活用を促していく。

4. 終わりに

犯罪抑止のためには、「自分の安全は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域の防犯活動や見守り活動などの自主防犯活動が重要であり、防犯カメラは、あくまで、これらの活動を補完するためのものである。

市では、自治会やPTAをはじめとする地域防犯活動団体が行う自主防犯活動の支援を行うとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に向けた各種啓発活動や防犯・犯罪関連

情報の迅速な提供、さらには、市内巡回パトロールの実施など、各種防犯施策について、引き続き取り組んでいくものとする。

そして、これらの取り組みを継続的に行いながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進していくものとする。